

特 記 仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は、「第3山口処理場侵入防止柵補修業務」に適用する。

2. 業務概要（目的）

山口処理場において、積雪により圧壊した飛散防止柵について、損傷の拡大を未然に防止する為、損傷個所の撤去を行うものとする。また、端部処理として仮囲いを設置する。

3. 履行場所

札幌市手稲区手稲山口 364 番地
第3山口処理場

4. 業務内容

（1）飛散防止柵の撤去

別紙平面図に示す部分について、飛散防止柵を撤去すること。撤去した資材については山口処理場内の指定箇所に運搬すること。

（2）侵入防止柵の設置

飛散防止柵撤去後、既設柵の端部処理として支給材料を使用し仮囲いを設置すること。

5. 業務条件

（1）本業務は設計図書の内容に基づき施工することを原則とするが、設計図書に明示されていない事項については、監督員と協議の上で施工すること。

（2）処理場の執務時間外および土日、祝日等に作業を行う必要がある場合は、施設管理者（山口処理場）の承諾を得ること。

（3）施工に当たっては、既設構造物、設備類及び埋設物等を破損しないよう事前調査及び対策を講じること。仮に、これら施設等を破損した場合は、速やかに監督員と施設管理者に報告し、指示に従うこと。

（4）処理場敷地内への入退場手続き及び敷地内における車両走行（制限速度、走行方向）、資材置場、現場詰所等の配置については、施設管理者が定める規則に従うこと。

6. 業務期間設定について

業務期間：契約書に示す着手の日から81日間とする。（令和6年12月16日までとする。）

業務期間には業務に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（実働履行期間日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7

7. 業務書類の提出及び提示について

業務書類の提出及び提示は、「札幌市工事書類簡素化要領」に基づいて行うこと。

なお、要領・資料については以下の工事管理室ホームページからダウンロードすること。

8. 諸法令の遵守について

- 1) 受託者は、諸法令の適用運用に当たり、当該業務に適用となる法令等を特定したうえで、その一覧を業務計画書に明示し、監督員に提出すること。
- 2) 適用となる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等（写し）を業務計画書に明示し、監督員に提出すること。
- 3) 届出書等に対する許可書等（写し）は「業務業務協議簿」に添付し、監督員に報告すること。
- 4) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- 5) 道路法及び車両制限令に定める一般的制限値を超過する車両を通行する際は特殊車両通行許可を得ること。（（道路法第 47 条、第 47 条の 2、車両制限令第 3 条）道路使用等については「道路の使用・許可申請など（札幌市建設局）」（<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/index.html>）を参照のこと。
- 6) 建設作業のうち騒音規制法及び騒音規制法施行令に定める特定建設作業（手動式ブレーカーを用いる作業を含む）を行う際は作業日の 7 日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。（騒音規制法第 2 条、第 14 条、騒音規制法施行令第 2 条、別表第 2）
なお、指定区域外等で特定建設作業に該当しない場合であっても作業の前日までに建設作業実施報告書を提出すること。詳細は「建設作業の規制と届出等（札幌市環境局）」（<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/souon/kisei/kensetsu.html>）を参照のこと。

9. 法定外の労災保険の付保について

- 1) 受託者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、現場着手の前に締結すること。
- 2) 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを、現場着手の前に、工事監督員へ提出すること。

10. 建設業法の遵守について

- 1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2) 建設業法第 26 条の規定により受託者が工事現場ごとに設置しなければならない主任技術者または監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(請負人と直接的かつ 3 ヶ月以上の雇用関係にあるものに限る)を配置すること。
- 3) 受託者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。

また、委託者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

- 4) 建設業法第 24 条の 8 及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条に基づき、下請金額に関わらず業務体制台帳を作成し備え置き、写しを監督員に提出すること。下請契約を締結した場合には業務体系図を作成し「工事関係者及び公衆が見やすい場所」に掲示すること。なお、個人情報に関する書類の提出については、個人情報の保護を考慮するものとし、詳細については監督員と協議するものとする。
- 5) 建設業法施行規則第 14 条の 3 に基づき、次に掲げる内容について、下請負者に書面にて通知するとともに、工事現場内に掲示すること。
 - ア. 再下請負をする都度、再下請負通知書を元請負者に提出すること。
 - イ. 再下請負者に、ア. と同様の義務があること。
 - ウ. 再下請負通知書の提出場所を明記すること。
- 6) オペレーター付き建設機械（クレーン作業等）の作業について契約した際は下請契約に該当するため業務体制台帳を整備すること。

11. 排出ガス対策型建設機械について

- 1) 排出ガス対策型建設機械の使用について
使用機種・条件等については、札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-36「環境対策」によること。
- 2) 業務計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。
- 3) 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

12. 低騒音型建設機械の‘89 ラベルについて

平成9年10月1日の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」施行以前に低騒音型機械として指定してきた建設機械（‘89ラベル）については、平成14年10月1日より、騒音規制法施行令で定める特定建設作業の対象となる建設機械として扱われるため、「特定建設作業実施の届出」を行うこと。

13. 1 日未満で完了する作業の積算について

- 1) 「1 日未満で完了する作業の積算」（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受託者は、当初発注時の通常の業務パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価（区画線工）と乖離があった場合に、「1 日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、「1 日未満積算基準」は適用しない。
- 4) 受託者は、協議に当たって、「1 日未満積算基準」に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価（区画線工）の積算との乖離が確認できない場合には、「1

日未満積算基準」は適用しない。

- 5) 通年の維持管理業務等、人工精算を前提として積算する場合や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

14. 週休2日工事の実施について

- 1) 本業務は、「週休2日工事」の対象業務であり、**当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
- 2) 受託者は、週休2日による業務を行わなければならない。
- 3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間とは、業務着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から業務完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、業務全体を一時中止している期間のほか、委託者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受託者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による業務を実施する受託者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ①受託者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を業務計画書に添付し委託者へ提出する。
 - ②受託者は、実施結果を業務月報や休日取得計画等により定期的に委託者へ報告する。
- 8) 週休2日の実施状況について、委託者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受託者は協力するものとする。
- 9) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受託者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- 10) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受託者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- 11) 「週休2日工事」の検証を行うため、受託者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- 12) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。

なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。

(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

15. 建設副産物

- 1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」と「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。
- 2) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。

○伐採木・除草物及び金属くず（飛散防止柵等）は、山口処理場内の監督員から指示がある箇所へ搬入すること。

16. 交通誘導警備員について

業務の業務にあたっては、交通誘導警備員 1 名以上配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう、十分注意して施工するものとする。なお、現地の状況、その他関係機関等との協議により、数量の増減が生じた場合は別途協議を行うこととする。

本工事の交通誘導警備員（作業時標準配置人員）は次のとおりとする。

工種	交通誘導警備員B	交替要員の計上
全工種	1人/日	なし

※交通誘導警備員A：検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事する者。

17. 業務看板の維持管理について

路上業務看板については、汚損等（泥はね、着雪など）により、道路利用者の視認性低下とならないよう、巡回確認により、修繕、塗装、清掃等の維持管理に努めること。

18. 業務計画書の作成について

業務計画書は、業務着手前に監督員に提出し「承諾」を受けるものとする。また、計画工程表の作成にあたっては、契約図書に明示した契約工期のうち、業務開始日以降の実際の業務の準備業務（交通上支障を与える作業又は測量を含む）の初日に入る現場着手日を記述すること。

19. 受託者に直接寄せられる苦情の対応について

受託者は、市民等から直接寄せられる当該業務への苦情対応等については、様式-14「市民の声整理表」に記載し、監督員に提出するものとする。

20. 不法無線局及び違法無線局対策

受託者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマ

チャア局を使用した業務連絡など)を行ってはならない。

21. その他

- 1) 業務着手に当り、工事請負契約約款第18条に基づく設計図書の照査を行い、結果を報告すること。具体的には、契約図書（契約書・図面・特記仕様書・工事説明書）と札幌市土木工事共通仕様書との間に相違がある場合、または、設計図書からの読み取りと、設計図面の記載に差異がある場合、受託者は業務着手前に監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 2) 現場着手日とは、業務開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設、又は測量を開始すること）の初日をいう。
- 3) 別途閲覧の業務設計書（見積参考）は、委託者の業務計画に基づいて作成した設計図書の一部を、入札参加者の見積に資するための参考として掲示するものであり、契約上、これを拘束するものではない。
- 4) 現場着手前に業務現場の状況をよく確認するとともに、くまなく写真撮影し状況把握・記録保存を行うこと。
- 5) 業務業務に当たっては過去の監査内容に留意すること。
（URL:<https://www.city.sapporo.jp/kansa/f02keka/s023koji.html>参照）
- 6) 既設の飛散防止柵撤去後は、支柱跡を砂で充填すること。なお、充填する際は、支柱跡に塩ビ管などを挿入するなどして、最深部まで砂が行き渡るように工夫すること

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

- 第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報
を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報
を他に漏らさないようにしなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

- 第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)
をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を
得なければならない。
- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に
記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約(再委託)先の名称
 - (2) 下請契約(再委託)する理由
 - (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
 - (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法
 - 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契
約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対
して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱
いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先と
の契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規
定しなければならない。
 - 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・
監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなけれ
ばならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者
に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結
果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務
対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当
該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用・道路維持除雪用)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務名:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 仕様書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者).....

...(保護管理者).....

- 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該業務に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

所属	役職	氏名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出ください。

※下記 3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。
